平成２５年（フ）第２７２号
兵庫県川西市栄町７番13―301号
債務者　太田　祐輔
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第４５０号
兵庫県姫路市伊伝居67番地４メゾン馬場先Ａ棟205
債務者　野崎　泰治
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市北原386番地１　小西マンション４－Ｃ号
債務者　松本　順子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３５５号
奈良市西大寺野神町１丁目６番37―108号
債務者　木村　勝典
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３７４号
奈良市三碓１丁目９番９号
債務者　田中　光文
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３８３号
奈良市西木辻町331番地　広岡ビル401号
債務者　上田勢津子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
奈良県香芝市下田西３丁目５番19―105号
高谷マンション
債務者　宮野　惠子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市湯所町１丁目206番地　県住１―104号
債務者　三野カヨ子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２６号
松江市古志原６丁目12番19―301号
債務者　長谷川紘一
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２７号
松江市古志原６丁目12番19―301号
債務者　長谷川晃子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８５９号
広島市東区牛田早稲田１丁目８番19―402号
債務者　大浦　牧雄
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９２号
広島県安芸郡府中町柳ヶ丘１番40―308号
山根ビル柳ヶ丘
債務者　永尾　礼子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９３８号
広島市佐伯区薬師が丘３丁目17番29号
債務者　徳永　輝美
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９８０号
広島市中区住吉町14番４―302号
債務者　小笹　　環
1　決定年月日時　平成25年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９０号
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目７番３―902号、前住所福岡県久留米市高良内町367番地３
債務者　吉田　重充
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第４１８号
大分市富士見が丘西３丁目25番１号
債務者　谷岡真由美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７８号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5478番地８　ＮＫコーポ都農102、前住所宮崎市城ケ崎２丁目１番地46
債務者　日高　和子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９７号
宮崎市吉村町曽師中甲3111番地１　河野ハイツＡ棟305号
債務者　甲斐　清美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
宮崎地方裁判所破産係